	係	常務理事	議	発 議	1
平成 年 月 日			月 日		11/2 H/

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

		記号 番号		
健康保険被保険者証の		20 —		
記号·番号 (資格喪失時点)		00 − 0000		
資格喪失の年月日 [退職の翌日]		平成 00 年 00月 00日		
資格喪失の際の標準報酬月額		千 円		
資格喪失 の際の 事業所名	名 称	(株) 000000		
	所 在 地	群馬県桐生市OO町00丁目 0000-00 番地		
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認するための添付書類が必要です。)				
備	考			

被扶養者

有 : 無 ※ 被扶養者がいる場合には、別紙の届出が必要です。

保険料納付方法

他の銀行より振込

現金書留送付

※ 希望する項目へ〇をつけて下さい。

上記のとおり申請いたします。

平成 00 年 00 月 00 日

〒 <u>: 000 − 0000</u>

住 所: 群馬県 桐生OO町 OO 丁目 123-3

(携帯) 000 - 0000 - 0000)

申請者

フリガナ ケンポ タロウ

氏 名 **健保 太郎**

<u>生年月日</u>: <u>昭・平 00 年 00 月 00 日</u>: (満 00 歳)

A >=- IE	銀行名	支店名	口座番号
預金通帳 (普通)	横浜銀行	桐生	12345678
他 ()	銀行コート・/ 138	支店コード / 943	* 給付金・誤入金等で 使用

ミツバ健康保険組合

任意継続保険料の納付に関する確認書

- 1) 当組合が発行する納付書に基づき、<u>毎月1日~10日までの間に納付いたします</u>。(前納者は除く) (ただし、初回の支払い及び10日が土・日・祝日の場合は、当組合が指定した日とする。)
- 2) 10日又は指定した日までに納付がない場合は、同日の翌日に資格を喪失します。 ただし、保険料納付の遅延につき特別な事情がある場合は、10日又は指定した日までに、 当組合担当者あてに事前連絡をすること。 (初回支払いの納付がない場合は、当初から資格がなかったものとみなされます。)
- 3) この制度は任意加入なので、当組合からの保険料の納入催促は不要となっています。
- 4) 資格喪失した場合は、すみやかに被保険者証(カード)を当組合へ返納します。
- 5) 継続加入の可否等については、異議の申し立てはいたしません。

以上の項目を遵守いたします。

平成 00 年 00 月 00 日.

 群馬県 桐生OO町 OO 丁目 123-3

 健保 太郎
 印

 1234 (23) 1234

 (携帯面 000 - 0000 - 0000)